

下剤

\*2014年11月改訂(第2版)  
1999年12月改訂

日本薬局方

ヒ マ シ 油

Castor Oil

ヒマシ油「東海」

500mL

TOKAI  
A

TOKAI  
A



\*製造販売元 TOKAI

東海製薬株式会社

名古屋市市中川区江松一丁目105

貯 法：気密容器  
使用期限：ラベルに記載

|            |            |
|------------|------------|
| 日本標準商品分類番号 | 872356     |
| 承認番号       | (61AM)1875 |
| 薬価収載       | 1955年9月    |
| 販売開始       | 1955年9月    |
| 再評価結果      | 1981年8月    |

**【禁忌】(次の患者には投与しないこと)**

- 急性腹痛が疑われる患者〔蠕動運動亢進作用により腹痛等の症状を増悪するおそれがある〕
- 痙攣性便秘の患者〔蠕動運動亢進作用により腹痛等の症状を増悪するおそれがある〕
- 重症の硬結便のある患者〔下剤の経口投与では十分な効果が得られず、腹痛等の症状を増悪するおそれがある〕
- ヘノポジ油、メンマ等の脂溶性駆虫剤を投与中の患者〔これらの薬剤の吸収を促進して中毒を起こすおそれがある〕
- リン、ナフタリンなどの脂溶性物質による中毒時〔これらの中毒物質の吸収を促進するおそれがある〕

**\*【組成・性状】**

- 組成**  
本品は1mL中 日本薬局方ヒマシ油1mLを含有する。  
本品はトウゴマ *Ricinus communis* Linné (*Euphorbiaceae*) の種子を圧搾して得た脂肪油である。
- 性状**  
本品は無色～微黄色澄明の粘性の油で、わずかに特異なにおいがあり、味は、はじめ緩和で、後にわずかにえぐい。

**【効能・効果】**

便秘症、食中毒における腸管内容物の排除、消化管検査時又は手術前後における腸管内容物の排除

製造番号

使用期限

**【用法・用量】**

ヒマシ油として、通常、成人は15～30mL(増量限度60mL)、小児は5～15mL、乳幼児は1～5mLを、それぞれそのまま又は水、牛乳などに浮かべて頓用する。  
なお、年齢、症状により適宜増減する。

**【使用上の注意】**

**1.重要な基本的注意**

小腸の消化吸収を妨げ全身の栄養状態に影響を及ぼすことがあるので連用を避けること。

**2.副作用**

本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

| 種類/頻度            | 頻度不明      |
|------------------|-----------|
| 消化器              | 悪心・嘔吐・腹痛等 |
| 過敏症 <sup>※</sup> | 過敏症状      |

注)このような症状があらわれた場合には投与を中止すること。

**3.高齢者への投与**

一般に高齢者では生理機能が低下しているので減量するなど注意すること。

**4.妊婦、産婦、授乳婦等への投与**

- (1)子宮収縮を誘発して流産の危険性があるので、妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には投与しないことが望ましい。
- (2)ヒト母乳中に移行し乳児の下痢を起こすことがあるので、授乳中の婦人には投与しないことが望ましい。

**5.その他**

即効性であるので就寝前の服用を避けさせること。



包装



キャップ:PP

中 栓:PE

GSI

(調剤用)

GSI

(販売用)



4

JAN

(01)04987394127918

(01)14987394117916